

議案第 8 号

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 2 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例（令和3年佐倉市条例第27号）の一部を次のように改正する。

本則中「（平成12年佐倉市条例第8号）」を削る。

別表第1の改正規定中「5,000円」を「6,200円」に、「11,000円」を「12,000円」に、「2万円」を「21,000円」に、「28,000円」を「3万円」に、

「

1件につき、53,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
--

1件につき、92,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
--

」を

「

1件につき、57,000円を認定申請対象住戸の数で
---------------------------

除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

1件につき、99,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

」に、「152,000円」を「163,000円」に、「187,000円」を「20万円」に、「199,000円」を「213,000円」に、「8,000円」を「9,200円」に、「17,000円」を「18,000円」に、「3万円」を「32,000円」に、「43,000円」を「46,000円」に、「8万円」を「86,000円」に、「138,000円」を「148,000円」に、「228,000円」を「244,000円」に、「28万円」を「30万円」に、「299,000円」を「32万円」に、「14,000円」を「15,000円」に、

「

1件につき、53,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

1件につき、85,

000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

」を

「

1件につき、56,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

1件につき、91,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

」に、「16万円」を「171,000円」に、「274,000円」を「294,000円」に、「422,000円」を「452,000円」に、「769,000円」を「823,000円」に、「104万円」を「1,122,000円」に、「126万円」を「1,358,000円」に、「42,000円」を「45,000円」に、「99,000円」を「106,000円」に、「158,000円」を「17万円」に、「313,000円」を「335,000円」に、「561,000円」を「601,000円」に、「965,00

0円」を「1,033,000円」に、「178万円」を「1,912,000円」に、「255万円」を「2,732,000円」に、「312万円」を「3,347,000円」に、「63,000円」を「67,000円」に、「148,000円」を「159,000円」に、「238,000円」を「255,000円」に、「47万円」を「503,000円」に、「842,000円」を「901,000円」に、「144万円」を「155万円」に、「267万円」を「2,868,000円」に、「382万円」を「4,098,000円」に、「468万円」を「502万円」を「7,700円」を「8,200円」に、「14,000円」を「15,000円」に、「24,000円」を「26,000円」に、「38,000円」を「4万円」に、「66,000円」を「71,000円」に、「108,000円」を「115,000円」に、「18万円」を「193,000円」に、「224,000円」を「24万円」に、「246,000円」を「263,000円」に、「11,000円」を「12,000円」に、「21,000円」を「23,000円」に、「37,000円」を「39,000円」に、「57,000円」を「61,000円」に、「99,000円」を「106,000円」に、「162,000円」を「173,000円」に、「27万円」を「289,000円」に、「336,000円」を「36万円」に、「369,000円」を「395,000円」に、「38,000円」を「41,000円」に、「93,000円」を「99,000円」に、「149,000円」を「16万円」に、「295,000円」を「316,000円」に、「536,000円」を「575,000円」に、「934,000円」を「100万円」に、「173万円」を「1,853,000円」に、「2,477,000円」を「2,653,000円」に、「3,033,000円」を「3,249,000円」に、「57,000円」を「61,000円」に、「139,000円」を「149,

000円」に、「224,000円」を「24万円」に、「442,000円」を「473,000円」に、「805,000円」を「862,000円」に、「1,401,000円」を「1,501,000円」に、「2,595,000円」を「278万円」に、「3,716,000円」を「398万円」に、「4,549,000円」を「4,873,000円」に改め、同表131の2の項中「176,000円」を「183,000円」に改め、本則を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

第1条 佐倉市手数料条例(平成12年佐倉市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1の128の項中「、第2項又は第3項」を「から第5項まで」に、「第6条第1項各号」を「第6条第1項第1号」に、「5,000円」を「7,700円」に、「11,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を「14,000円」に、「2万円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を「24,000円」に、「28,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を「38,000円」に、

「

1件につき、53,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
--

1 件につき、9 2, 0 0 0 円を認定申請対 象住戸の数で除して 得た額（その額に1 0 0 円未満の端数が あるときは、これを 切り捨てた額）
---

」を

「

1 件につき、6 6, 0 0 0 円
1 件につき、1 0 8, 0 0 0 円

」に、「1 5 2, 0 0 0 円を認定申請対象住戸の数で  
除して得た額（その額に1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨て  
た額）」を「1 8 万円」に、「1 8 7, 0 0 0 円を認定申請対象住戸の数で  
除して得た額（その額に1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨て  
た額）」を「2 2 4, 0 0 0 円」に、「1 9 9, 0 0 0 円を認定申請対象住  
戸の数で除して得た額（その額に1 0 0 円未満の端数があるときは、これを  
切り捨てた額）」を「2 4 6, 0 0 0 円」に、「8, 0 0 0 円」を「1 1,  
0 0 0 円」に、「1 7, 0 0 0 円を認定申請対象住戸の数で除して得た額  
（その額に1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を  
「2 1, 0 0 0 円」に、「3 万円を認定申請対象住戸の数で除して得た額  
（その額に1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を  
「3 7, 0 0 0 円」に、「4 3, 0 0 0 円を認定申請対象住戸の数で除して  
得た額（その額に1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた  
額）」を「5 7, 0 0 0 円」に、「8 万円を認定申請対象住戸の数で除して  
得た額（その額に1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた

額)」を「99,000円」に、「138,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「162,000円」に、「228,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「27万円」に、「28万円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「336,000円」に、「299,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「369,000円」に、

「

申請に係る住宅について、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（当該住宅の構造及び設備のうち同法第5条第1項に規定する住宅性能評価が行われた部分が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長	一戸建ての住宅	1件につき14,000円
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき、53,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき、85,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え2	1件につき、16万円を認定申請対象住戸の数で除して得た



<p>期使用構造等であるものに限 り、建築基準法施行令第8 2条の5に規定する限界耐 力計算によって住宅の品質 確保の促進等に関する法律 第5条第1項に規定する住 宅性能評価が行われたもの を除く。)の写しが提出され た場合</p>	<p>5戸以下のもの</p>	<p>額（その額に100 円未満の端数がある ときは、これを切り 捨てた額）</p>
	<p>共同住宅等で、建築 物全体の住戸の数が25戸を超え5 0戸以下のもの</p>	<p>1件につき、274, 000円を認定申請 対象住戸の数で除し て得た額（その額に 100円未満の端数 があるときは、これ を切り捨てた額）</p>
	<p>共同住宅等で、建築 物全体の住戸の数が50戸を超え1 00戸以下のもの</p>	<p>1件につき、422, 000円を認定申請 対象住戸の数で除し て得た額（その額に 100円未満の端数 があるときは、これ を切り捨てた額）</p>
	<p>共同住宅等で、建築 物全体の住戸の数が100戸を超え 200戸以下のもの</p>	<p>1件につき、769, 000円を認定申請 対象住戸の数で除し て得た額（その額に 100円未満の端数 があるときは、これ を切り捨てた額）</p>
	<p>共同住宅等で、建築 物全体の住戸の数が200戸を超え 300戸以下のもの</p>	<p>1件につき、104 万円を認定申請対象 住戸の数で除して得 た額（その額に10 0円未満の端数があ るときは、これを切 り捨てた額）</p>

		共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき、126万円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
その他の場合	新築	一戸建ての住宅	1件につき42,000円
		共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき、99,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
		共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき、158,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
		共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	1件につき、313,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
		共同住宅等で、建築物全体の住戸の数	1件につき、561,000円を認定申請

	が25戸を超え50戸以下のもの	対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	1件につき、965,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき、178万円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1件につき、255万円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき、312万円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

増築 又は 改築	一戸建ての住宅	1件につき63,000円
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき、148,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき、238,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	1件につき、47万円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1件につき、842,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数	1件につき、144万円を認定申請対象

	が50戸を超え100戸以下のもの	住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき、267万円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1件につき、382万円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき、468万円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

」を

「

新築	一戸建ての住宅	1件につき38,000円
	共同住宅等で、建築	1件につき、93,0

	物全体の住戸の数が5戸以下のもの	00円
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき、149,000円
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	1件につき、295,000円
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1件につき、536,000円
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	1件につき、934,000円
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき、173万円
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1件につき、2,477,000円
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超え	1件につき、3,033,000円

	るもの	
増築又は改築	一戸建ての住宅	1件につき57,000円
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき、139,000円
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき、224,000円
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	1件につき、442,000円
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1件につき、805,000円
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	1件につき、1,401,000円
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき、2,595,000円

	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1件につき、3,716,000円
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき、4,549,000円

」に改め、同

表130の項中「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加え、同表131の項の次に次の1項を加える。

131 の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定による住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	容積率の特例許可申請手数料	1件につき176,000円
-----------	---	---------------	---------------

附則ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条 令和4年2月20日

(2) 第2条中別表第1の23の項の改正規定 公布の日

附 則

この条例は、公布の日から施行する。